

小川町認定地域クラブ活動のガイドライン

1 ガイドラインについて

- ・本ガイドラインは、本町における生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、「認定地域クラブ活動」の持続可能な活動環境を整備するために、認定地域クラブ活動を通して、活動の成果と課題をとりまとめ、調査・分析を行い、課題解決を図るとともに認定地域クラブ活動への円滑な展開を目指すために作成したものである。
- ・本ガイドラインは、学校教育から地域へ展開し、新たな実施主体のもとで行われる「認定地域クラブ活動」を適切に実施するために、学校部活動と同等の活動の基準を示すものであるが、状況に応じて、適宜、内容を見直すこととする。
- ・本ガイドラインは、地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業(休日の認定地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援))の活用にあたり必要な事項を定める。

2 基本方針

- ・学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことはもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながるなどの教育的意義があるほか、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生涯にわたって豊かに生きる資質・能力を育む役割を果たしている。
- ・このため、地域展開にあたっては、学校部活動の教育的意義を継承するとともに、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活用しながら、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを基本方針とする。

3 認定地域クラブ活動の実施

- ・認定地域クラブ活動の実施にあたっては、学校及び競技・種目関係団体等(以下「地域展開実施団体等」という。)、双方の意向を十分に協議し、確認するものとする。
- ・学校及び地域展開実施団体等、双方の意向について、合意形成できる見通しとなった場合、地域展開の進め方について協議する。
- ・「小川町立中学校部活動地域展開推進協議会」において、学校及び地域展開実施団体

等、双方の意向について説明し、実証事業の内容について協議する。

4 認定地域クラブ活動の運営

- ・地域展開実施団体等は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、教育委員会及び学校と連携し運用を行う。
- ・地域展開実施団体等は、中学生のスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担い、運営上の課題に対応することになるため、生徒が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体等とする。
- ・地域展開実施団体等の代表者は、複数年にわたり、その役割を担い、体制を整備して運営にあたる。代表者は、運営に関する諸問題に対応し解決を図る。

5 地域展開実施団体等

- ・本ガイドラインを基に活動し、認定地域クラブ活動参加基準(別紙1)の内容を遵守できる団体等であること。
- ・地域クラブ活動を持続可能な活動にしていくため、学校及び顧問並びに保護者等の関係者と連携し、相互に協力することのできる団体等であること。
- ・地域クラブ活動を実施する場所や代表者・指導者を確保するとともに、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能を有する団体等であること。

6 地域展開実施団体等を定める効果(メリット)

- ・地域展開実施団体等として、社会的な仕組みの立場を明確にすることができる。
- ・運営にあたって、教育委員会との一層の連携を図ることができる。
- ・学校部活動と同様に、学校施設を活動場所として使用することができる。

7 連絡体制の構築等

- ・教育委員会は、地域展開実施団体等のみに任せることなく、運営に関する情報共有や連絡調整を行い、連携した体制を整える。(別紙2 事故対応時の緊急連絡先 参照)
- ・地域クラブ活動における生徒同士のトラブルや事故等の対応についての管理責任は、地域展開実施団体等にあるが、学校・家庭も含め教育委員会(事務局)と連携して対応する。
- ・地域展開に係る問い合わせの窓口は、教育委員会学校教育課とする。

8 認定地域クラブ活動事業の管理

- ・地域展開実施団体等は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。
- ・地域展開実施団体等は、生徒にとって肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・原則土曜、日曜どちらか1日を休養日とする。
- ・活動時間は、原則1日3時間までとする。

9 活動場所

- ・地域展開実施団体等は、学校施設を活動場所とすることを基本とする。
- ・地域展開実施団体等は、学校と調整を行い使用する。
- ・地域展開実施団体等は、部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める。

10 安全管理

- ・教育委員会は、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等を保険へ加入させることで、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
- ・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保険対象となる保険を選定する。
- ・不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整える。
- ・活動中に、事故等が発生した場合は、生徒の怪我や症状の程度を確認し、生徒の安全を最優先として対応する。救急搬送を行う場合には、保護者への連絡と共に、教育委員会(代表 0493-72-1221〔土日・宿日直〕)にも報告する。

11 適切な会費の設定と管理

- ・地域展開実施団体等は、生徒や保護者等に対して、加入説明の際に、費用等に関する説明を行い、理解を得る。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

12 指導体制

- ・地域展開実施団体等の責任者は、基本方針に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

13 指導者の確保

- ・教育委員会は、スポーツ関係団体等の指導者や人材バンク登録者、部活動の外部指導者、学校の教職員等に働きかけ、指導者の確保に努める。
- ・地域展開実施団体等は、複数年、指導が継続できる指導者を確保する。

14 適切な指導の実施

- ・教育委員会は、指導者に対し資質向上を図り、適切な指導を行えるよう研修を行う。
- ・指導者は、町の基本方針に基づいた指導を行う。
- ・指導者は、実施内容を記録し教育委員会へ報告する。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図り、合理的かつ効率的・効果的な指導等を積極的に導入する。
- ・学校部活動の顧問等と生徒の活動状況や配慮事項等について情報を共有し、指導に生かすこととする。
- ・指導者は、生徒の個性を把握・尊重し、その願いに応えられるようにするため、活動計画を策定し、あらかじめ示すこととする。その上で、期間を通して、活動内容について工夫を講じ、安全で有意義な活動となるよう心がける。
- ・暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為を行わない。

15 保護者との連携

- ・活動当初に保護者会等を通じ、認定地域クラブ活動の運営方針や練習計画などを全保護者に説明する。
- ・毎月の活動予定や練習計画、大会等の参加については文書等で知らせる。
- ・必要経費等の集金については、文書等で知らせるとともに、できるだけ保護者の負担軽減を図る。
- ・傷病時には必ず保護者に連絡し適切な対応をする。
- ・活動状況を知らせるなどして、活動の様子を見る機会を設ける。

16 教職員の兼職・兼業

- ・地域展開実施団体等での指導を希望する教職員は、学校長に申し出て「兼職・兼業届」を提出し、教育委員会より許可を得る。
- ・学校の教職員が指導する場合は、勤務校における業務への影響がないことや自らの健康に留意する等、学校運営に支障がないようにする。
- ・教職員が兼職・兼業として指導する場合には、教育委員会・学校及び地域展開実施団体等において、勤務時間等の全体管理を行うなど、指導者の適切な労務管理に努める。

17 有事の際の避難誘導

- ・地震や火災などの災害が発生した際は、活動を中止し安全を確保できる場所へ生徒を誘導する。

18 感染症の対応

- ・感染症等が発生した際は、活動を中止し必要な措置を検討する。

別紙1

認定地域クラブ活動 参加基準

基本基準			運用ルール
分類	個別基準		
活動実態に関する基準	①	町の基本方針に基づいた運営がされている	・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本方針としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②	活動時間について、本ガイドラインが遵守されている	・原則休日(土・日)は、どちらか1日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則1日3時間までとしている。
	③	中学校部活動の受け皿となる団体等である	・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体等である。(複数の部活動の生徒を1つの団体等が受入れられる場合等も可とする。但し、その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない。)
	④	継続可能な代表者・指導者が配置されている	・複数年の間、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年の間、指導を継続できる指導者がいる。
	⑤	指導者が資格を有している	・中核となる指導者が資格を保有している。 (公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等)
	⑥	暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている	・暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為を行わない。(公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条等)
	⑦	町内の施設を活動拠点としている	・町内の学校施設等を活動拠点としている。
	⑧	安全管理体制を整備している	・指導者及び生徒は、スポーツ保険に加入している。 ・緊急連絡体制を整備している。(不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている)
	⑨	記録を作成し、報告することができる	・活動内容について記録を作成し、教育委員会に報告することができる。
運営体制に関する基準	⑩	規約等が整備されている	・規約等(規約・会則・定款等)が作成され、整備されている。(規約等の提出)
	⑪	事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている	・事業計画・予算・事業報告・決算に係わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。(事業計画・予算、事業報告・決算の提出)

【事故対応時の緊急連絡先】

